



全軟連通報窓口の 運用について

2024年6月6日

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

通報窓口制度 設置の背景

○2021年10月 倫理コンプライアンス方針を発表

1. 常に「リスペクト」の精神を持ち、暴力及びあらゆるハラスメントを排除し、誠実な姿勢で公正を貫くことを常に心がけ、公平な行動を行い、軟式野球の普及及び強化活動を行います。
2. 倫理・コンプライアンスを「法規及び内部規範の遵守だけではなく、社会通念や道徳など、人の心に寄り添い、社会から求められる、より高いレベルの倫理観に従って行動すること」と捉え、誠実な行動を実施します。
3. この方針を実施、遵守、推進するために、組織風土の醸成及び組織体制をしっかりと構築し、組織基盤の整備を行います。

○2021年12月 内部通報規程を施行

○2022年4月 倫理コンプライアンス委員会を発足

※2013年より倫理委員会を設置していたが、時代の変化に合わせて倫理コンプライアンス委員会を発足

○2022年7月 内部通報窓口を設置

※これまでも連盟HPのお問い合わせコーナーや電話等での相談を受付けていたが、ハラスメント事案専門の外部弁護士に繋がる窓口を新たに設置

通報窓口制度 設置の目的について

◆目的

通報窓口制度は、軟式野球に関係する者からの不正行為に関する通報を適切に処理するための仕組みを定め、全軟連内部の不正行為を通報により早期に発見し、自浄作用を機能させることを目的として設置されました



通報窓口を設置することにより、

- 早期にトラブルを解決し、連盟登録者に安心して軟式野球を続けてもらう
- 日本スポーツ協会加盟団体としてスポーツ界から暴力等の不適切行為をなくす



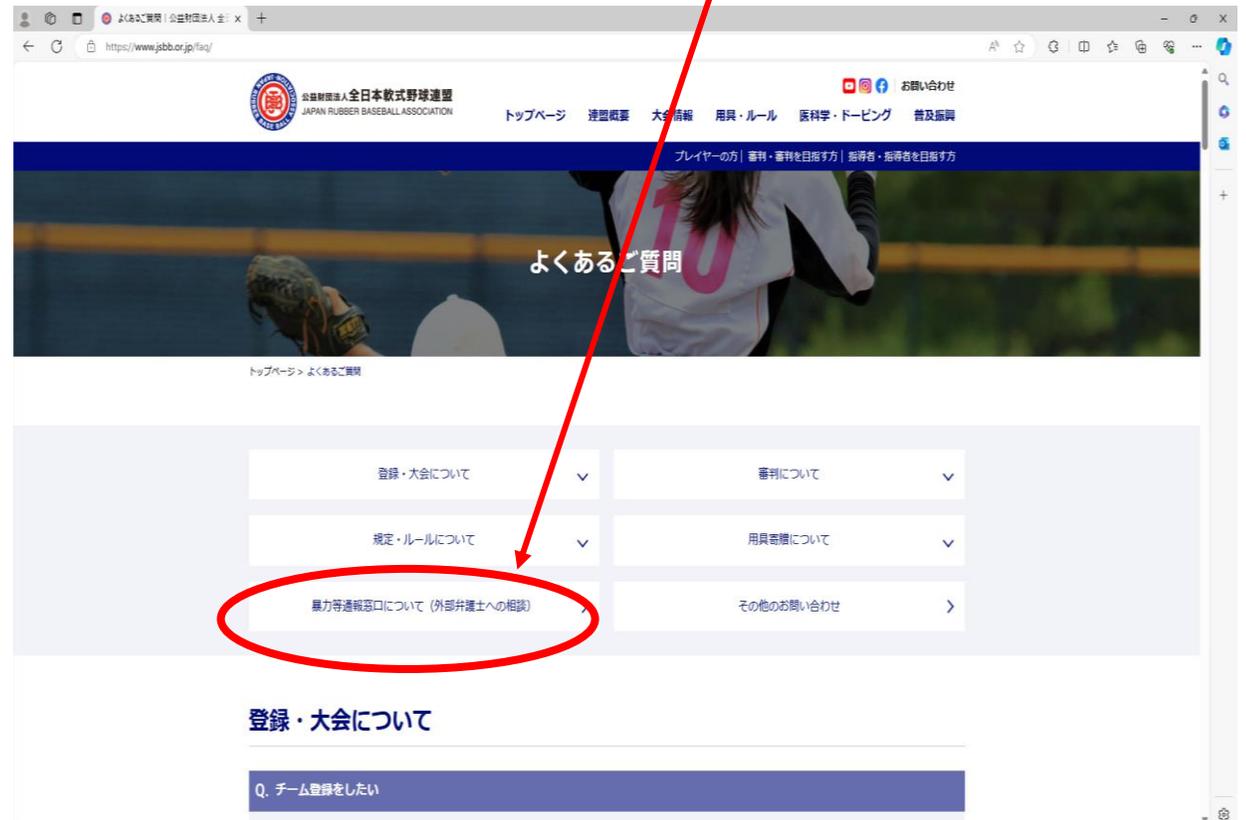
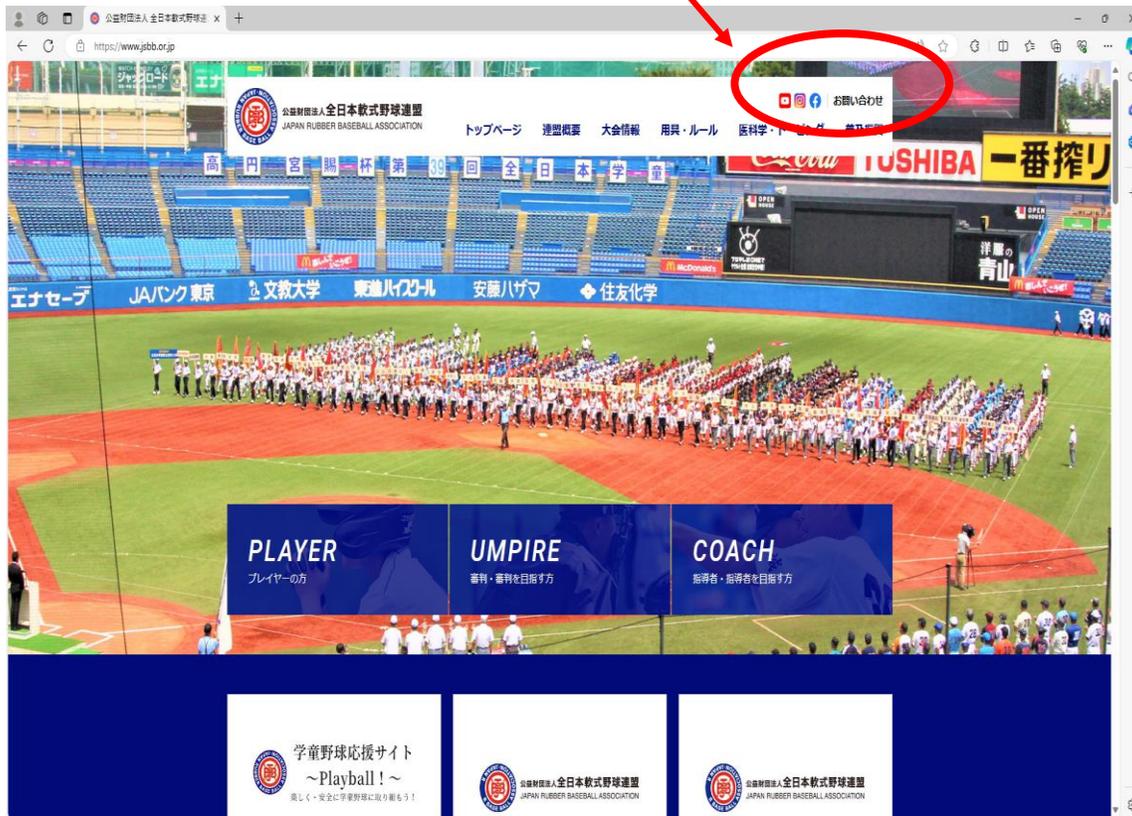
を目指します！

通報窓口制度のしくみ

～はじめに～

◆連盟HP上に通報窓口を開設

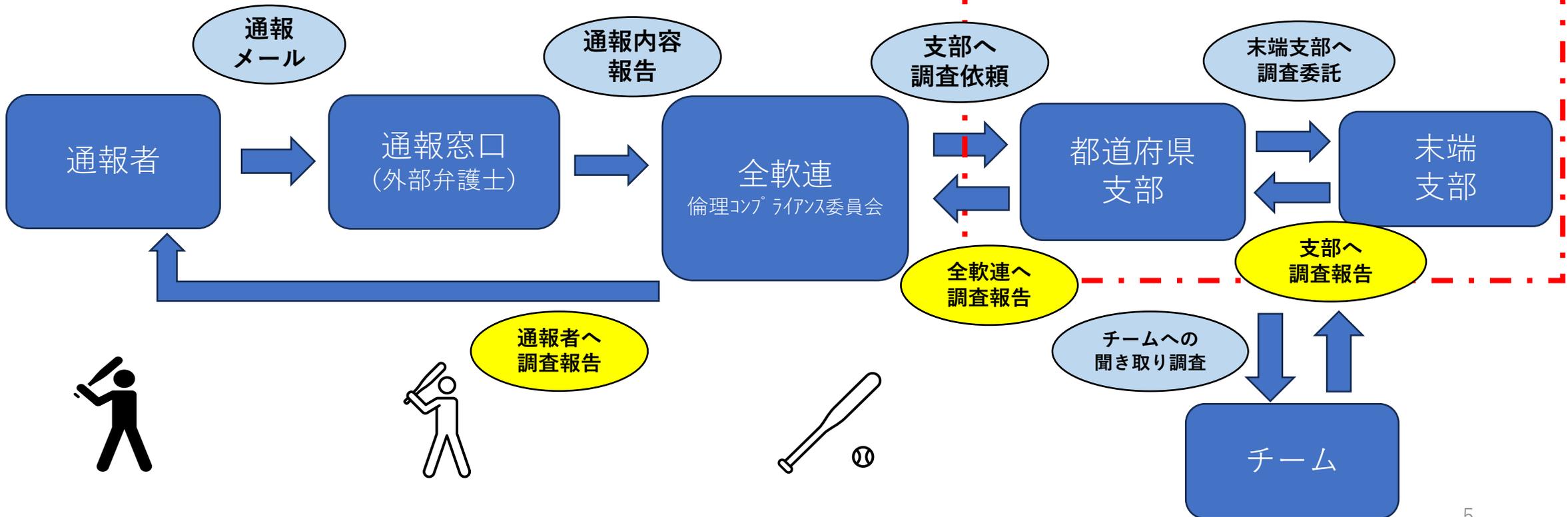
連盟HP「お問い合わせ」ボタンから「暴力等通報窓口について（外部弁護士への相談）」をクリックすると **指定フォームから外部弁護士へメールが送信されます**



通報制度のしくみ ~全体の流れ~

通報事案が発生したら

通報事案発生!



通報窓口制度のしくみ ～通報事案が発生したら～



通報事案
発生！

【対象事案】

- 暴力 (例：指導者が選手を叩く、蹴る 等)
- 暴言 (例：バカ、アホ、ボケ、へたくそ、野球を辞めろ！ 等)
- 不適切な指導 (例：罰走、正座、熱中症対策の不備 等)
- 差別 (例：理由もなく試合に出さない、特定の子へ野球の指導をしない 等)
- 誹謗中傷 (例：チームのグループLINEに悪口を書く、通報者の悪口を言いふらす 等)
- パワハラ (例：指導者の意見が絶対で誰も何も言えない、移籍の拘束・妨害 等)
- セクハラ (例：選手の母親に対し関係を強要、指導者の立場を利用して性的な言動で不快な思いにさせる 等)
- 不正経理 (例：末端支部収支の非開示、チーム内資金の不正流用 等)

【通報者】

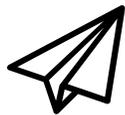
一般会員（都道府県支部および末端支部 役員・審判員・賛助会員）、全軟連役職員、顧問、参与、委員会の委員、チーム会員（チーム会員を構成する代表者、監督、コーチ、競技者）、学童選手の保護者 など

【被通報者】

一般会員（都道府県支部および末端支部 役員・審判員・賛助会員）、全軟連役職員、顧問、参与、委員会の委員、チーム会員（チーム会員を構成する代表者、監督、コーチ、競技者）など



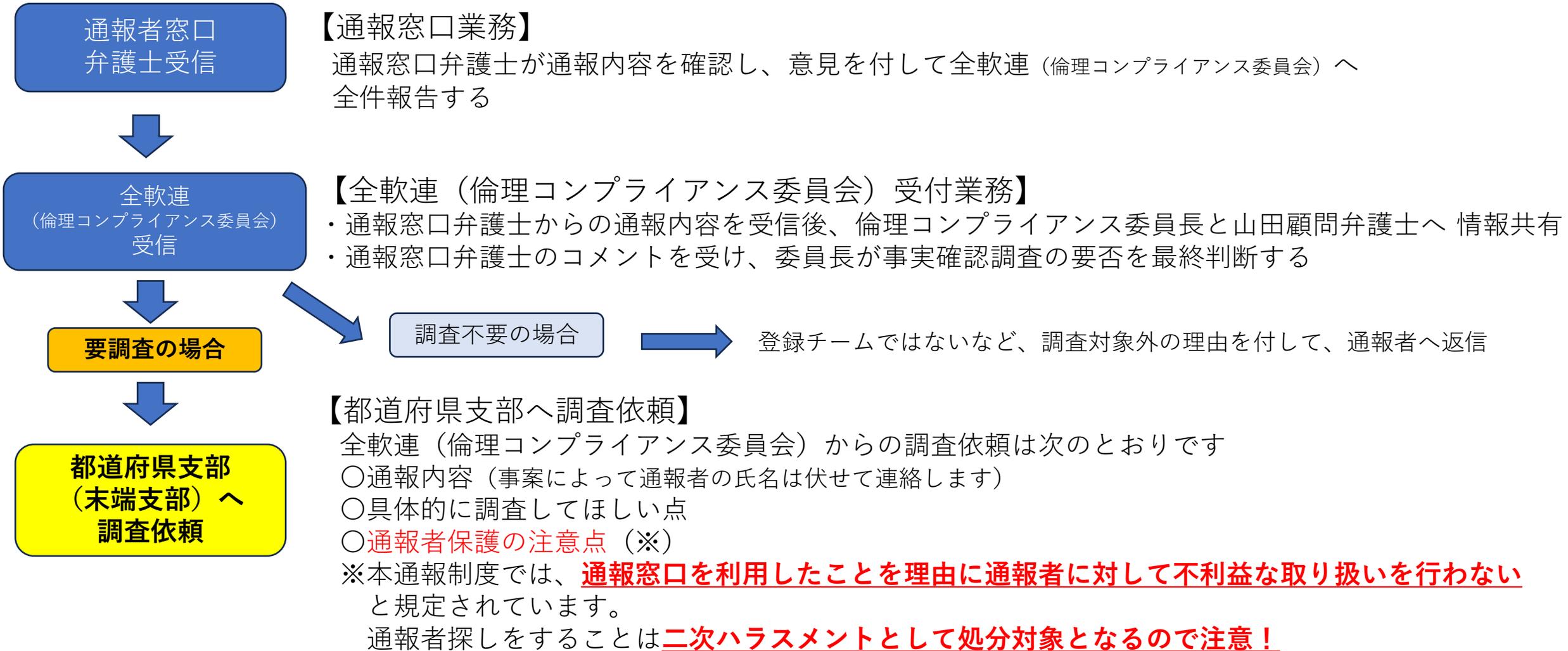
通報者より
通報



【窓口へ通報】

連盟HP指定フォームから、「**いつ・だれが・だれに対して・何をして・どうしたか**」
具体的な内容を送信
※通報制度では**匿名通報であっても受付なければならない。**

通報窓口制度のしくみ ～通報が入ったら～



通報窓口制度のしくみ ～調査の実施～

都道府県支部
(末端支部)
調査実施

【当該支部より事実確認調査】

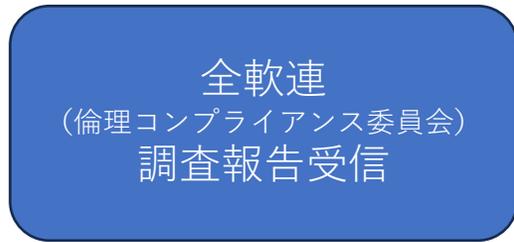
- 当該支部による調査開始（調査者は都道府県支部または末端支部）
調査は速やかに開始してください。通報者にとって放っておかれることが一番の問題です。
初動を誤ると二次クレームに繋がります。
- 調査の聞き取りについて
通報事案によって聞き取り対象が異なります。
事案によっては、いきなり行為者に聞き取ることはせず、チームの周囲の人たち（例：チーム代表、保護者代表、保護者、審判員など）から聞き取り調査をしていただく場合もあります。
可能な限り全軟連より、誰に何を聞き取っていただきたいかをお伝えします。
- 全軟連から来た調査依頼書をそのまま当該チームへ渡さないでください。
- チーム内で、通報者を特定し誹謗中傷するケースがあります。これは完全な二次ハラスメントです。
通報者保護の観点からこのようなケースが確認された場合は処分対象となります。

【調査の結果】

- 調査が終了したら、速やかにメールにて全軟連へ報告してください。

事実が確認できた場合	事実が確認できなかった場合
<p>懲罰規程、処分基準に基づき、支部内で行為者の処分案を検討する (※処分基準作成中) 調査報告とともに、処分案があれば全軟連へ報告してください</p> <p>【懲罰の種類】 注意（口頭注意）、戒告（書面注意）、競技会への出場停止、資格のはく奪、職務の一時停止、役員解任、会員の除名 等</p>	<p>行為者、通報者双方より聞き取った内容、および当該事案への今後の対応について、支部としての見解も併せて報告してください。</p>

通報窓口制度のしくみ ～調査報告を受けて（処分の検討）～



【全軟連（倫理コンプライアンス委員会）の対応】
委員会は支部からの調査報告と処分案について確認

＜支部が処分するケース＞

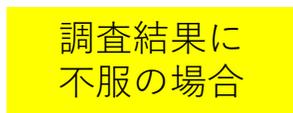
支部所属チームの通報案件は、支部の処分案を尊重し、支部での対応をお願いします。
ただし、処分内容が適切ではないと委員会が判断した場合は、全軟連が処分する場合があります。

＜全軟連が処分するケース＞

全軟連主催の**全国大会での事案**については、委員会が懲罰規程第4条の罰則適用要否を検討し、理事会にて処分を決定します。
今後は公認学童コーチ等の有資格者への処分についても全軟連で行うことを検討します。



【全軟連（倫理コンプライアンス委員会）から通報者へ報告】
支部の調査結果、および（処分がある場合は）処分について報告する。



【全軟連（倫理コンプライアンス委員会）から通報者へ説明】
通報者の訴えを確認の上、継続対応・または終了の説明を行う。

通報受付件数について ～年々増加傾向～

【通報状況】

2022年7月に設置して以来、年々通報件数が増えています。
右記のグラフは2種類の相談方法で受けた通報件数を表示しています。

○通報窓口（外部弁護士経由）受付

○全軟連直接受付（連盟問い合わせメール・電話等）

【通報窓口受付の集計期間】

2022年は7月下旬～12月末まで実質5ヶ月間

2023年は1月～12月まで12ヶ月間

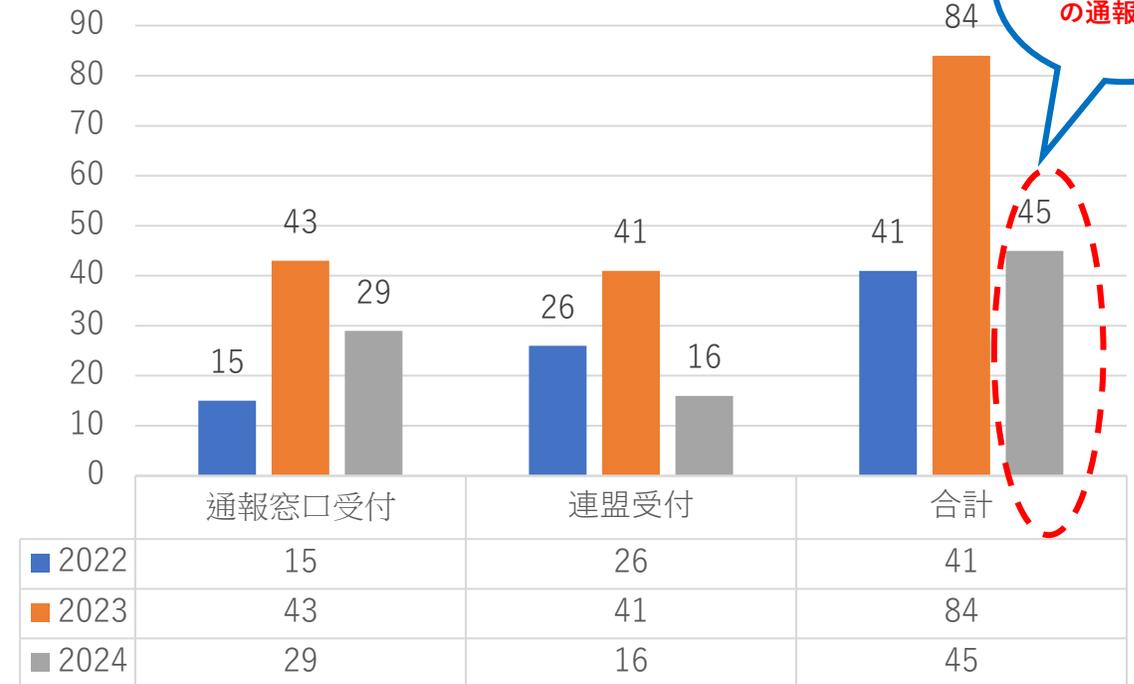
2024年は1月～5月末まで5ヶ月間

通報事案自体が増えているのか、通報窓口が認知されたからか、理由は定かではありませんが、

2024年度は5月末までに前年度の半数以上の通報が入っています。

通報件数

通報窓口受付・連盟受付



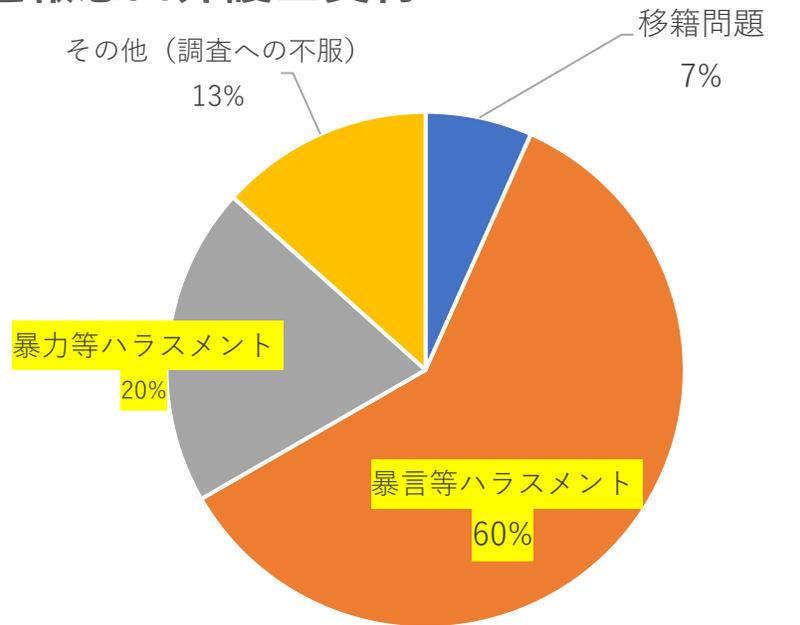
■ 2022 ■ 2023 ■ 2024

通報内訳2022年

(設置から5ヶ月間) 通報窓口弁護士受付15件 全軟連直接受付26件

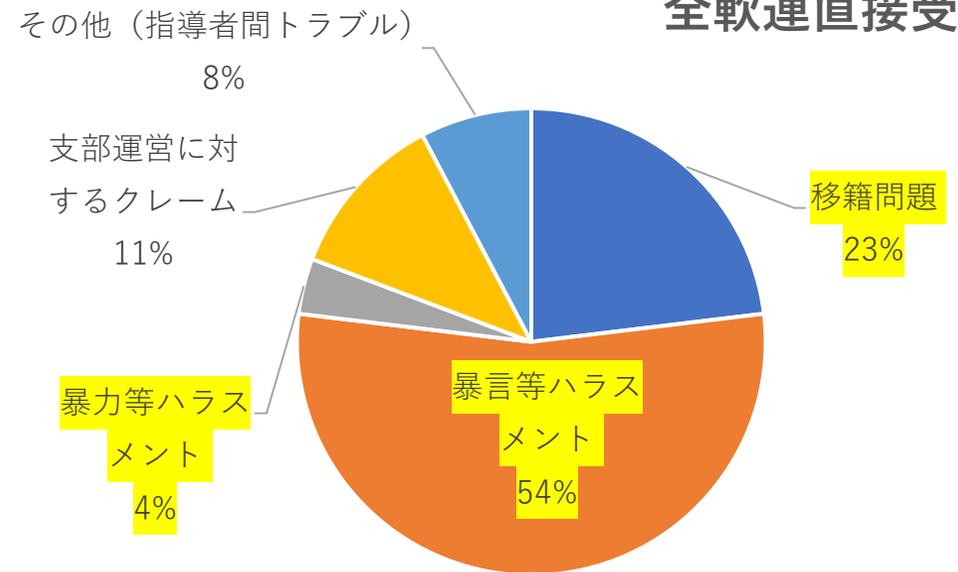
通報窓口受付：暴力・暴言等ハラスメントが80%を占めています。
全軟連受付：移籍問題・暴言・暴力等のハラスメントで81%を占めています

通報窓口弁護士受付



- 移籍問題
- 暴力等ハラスメント
- 暴言等ハラスメント
- その他 (調査への不服)

全軟連直接受付



- 移籍問題
- 暴力等ハラスメント
- その他 (指導者間トラブル)
- 暴言等ハラスメント
- 支部運営に対するクレーム

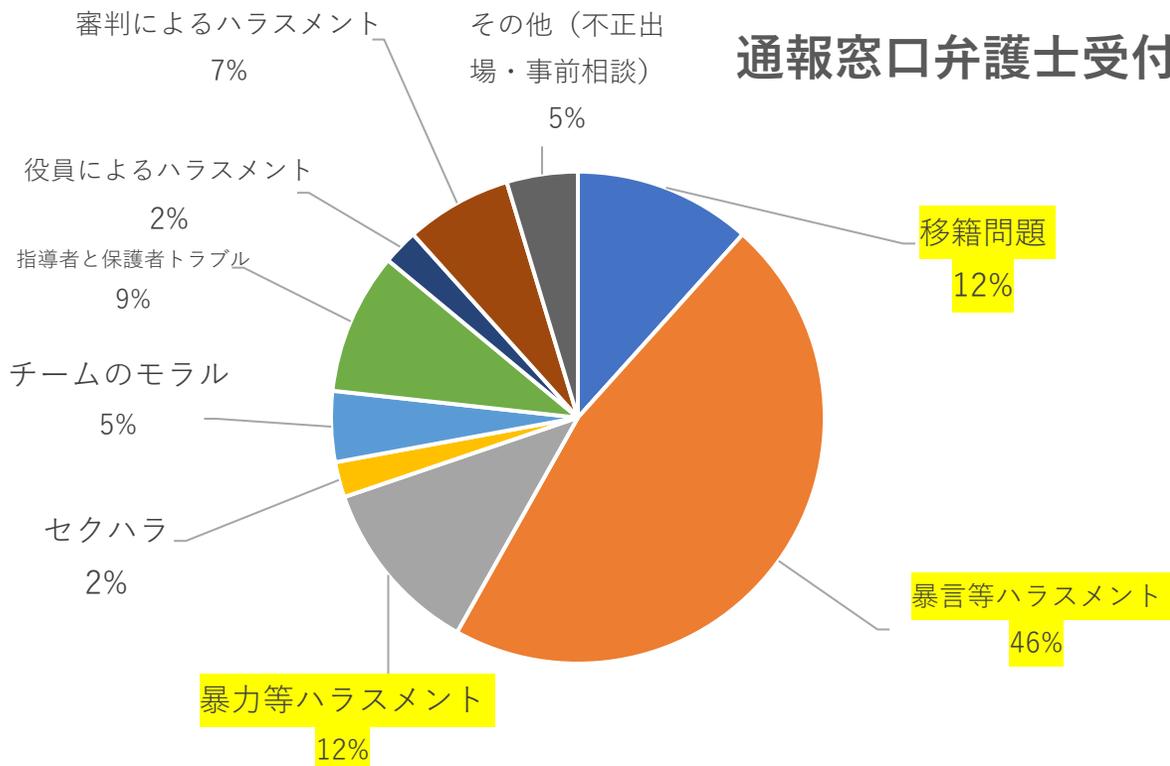
通報内訳2023年

通報窓口弁護士受付43件

全軟連直接受付41件

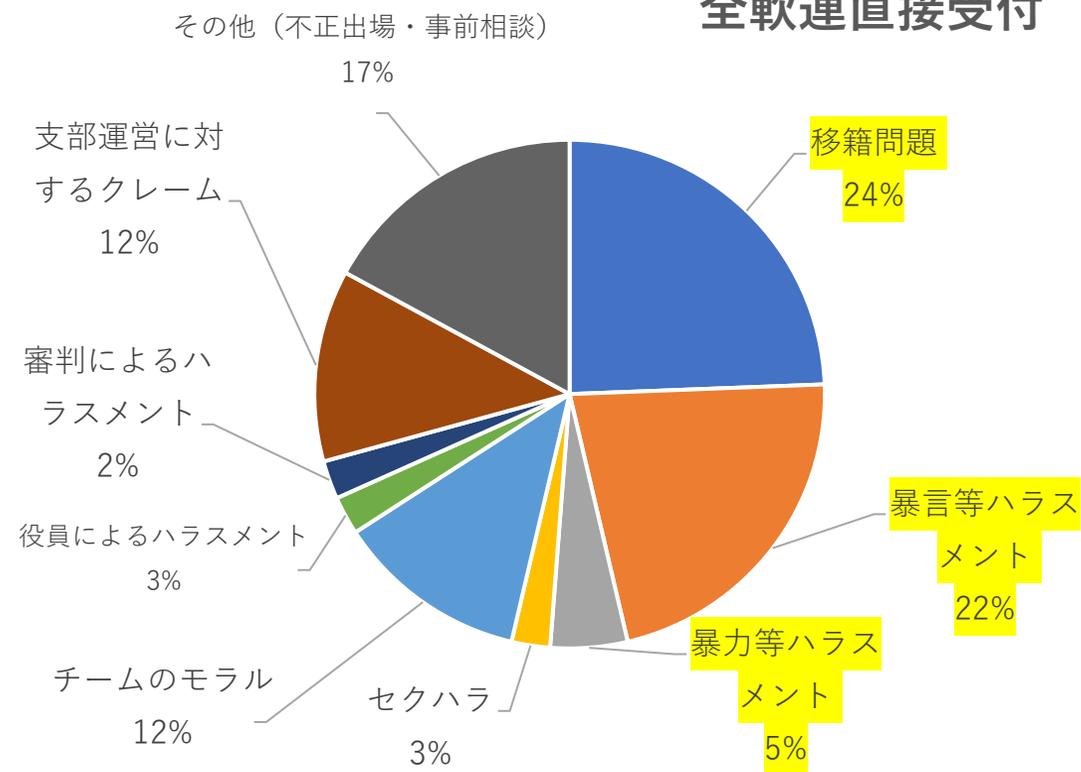
通報窓口受付：移籍問題・暴力・暴言等ハラスメントが70%を占めています。
 全軟連受付：移籍問題・暴言・暴力等のハラスメントで51%を占めています

通報窓口弁護士受付



- 移籍問題
- 暴力等ハラスメント
- チームのモラル
- 役員によるハラスメント
- その他（不正出場・事前相談）
- 暴言等ハラスメント
- セクハラ
- 指導者と保護者トラブル
- 審判によるハラスメント

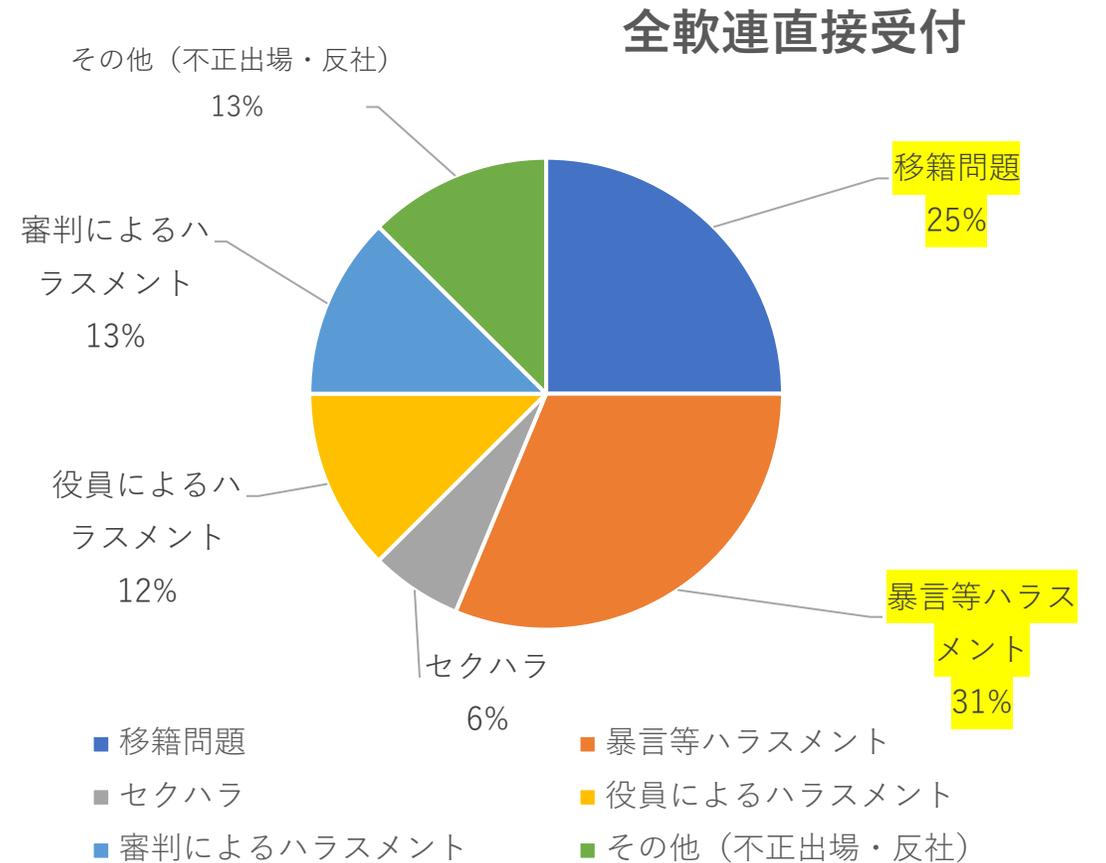
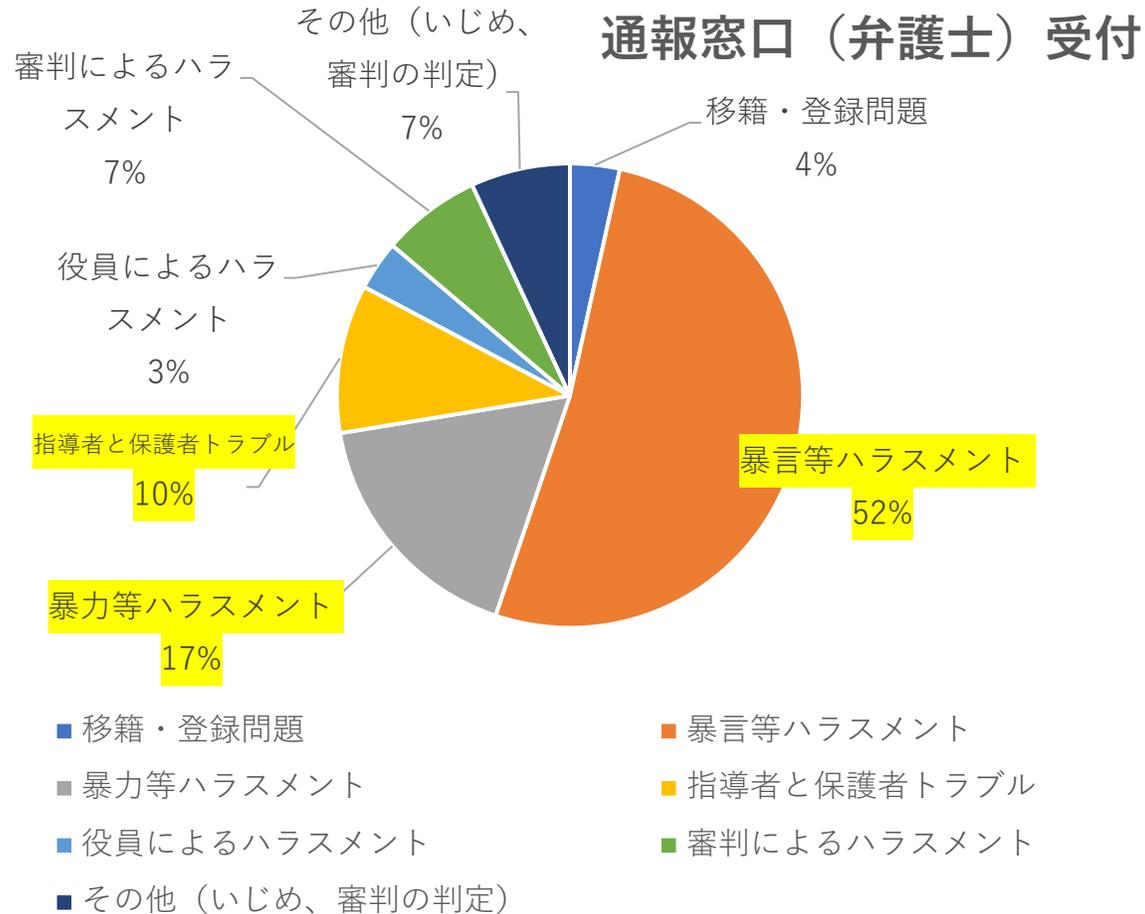
全軟連直接受付



- 移籍問題
- 暴力等ハラスメント
- セクハラ
- チームのモラル
- 役員によるハラスメント
- 審判によるハラスメント
- その他（不正出場・事前相談）
- 暴言等ハラスメント
- 支部運営に対するクレーム

通報内訳2024年 (5月末まで) 通報窓口弁護士受付29件 全軟連直接受付16件

通報窓口受付：暴力・暴言等ハラスメント、指導者と保護者間のトラブルを合わせると79%を占めています。
 全軟連受付：暴言等のハラスメント、移籍問題で56%を占めています。



支部へのお願い事項①

○通報制度へのご対応について

- **通報内容の殆どが学童部・少年部のチームに係る事案**です。支部の中に少年野球連盟（協会）等が別に組織されている場合、差し支えなければ直接やり取りさせていただくことは可能ですので窓口をご紹介ください。
- 通報する側、される側、人の数だけ色々な考え方があります。必ずしも通報者が正しいわけではないケースもあります。
しかし、連盟（協会）は「通報者」「被通報者」双方に対し、**中立な立場でいる必要**があります。聞き取りを速やかに開始し、可能な限り事実確認をお願いいたします。
- **支部にて直接通報を受理した場合や、末端支部へ調査依頼を行う場合も、匿名通報を受付けること、通報者の保護をしなければならない注意点は変わりません。支部内に周知**をお願いいたします。
- 支部所属チーム等が支部を飛び越えて全軟連に通報することは全く問題ありません。
通報窓口の利用は連盟会員の1つの権利です。
- 基本的には、**支部登録会員（登録役員・審判員・チーム等）のトラブルは支部内で解決いただくようお願いいたします。**



支部へのお願い事項②

○行為者への処分について

- ▶ **人を処分する**ということは、それ**相応の調査と規程に則り行う**必要があります。
現在、倫理コンプライアンス委員会では、**処分基準案を策定中**です。
基準案が理事会承認され次第、支部の皆様へ通知させていただきます。
各支部においても、行為者を処分するための**規程を整備いただくようお願い**します。
後々行為者とトラブルにならないよう、規程に基づいて処分をすることは、連盟（協会）を守ることに繋がります。
- ▶ 現在、通報事案が発生した際、「即、とりあえずの処分をしている」という支部もおりかと思えます。
「処分のルールがあり」、「そのルールを会員に周知している」かをこの機会に改めてご確認ください。



全軟連に登録している全ての方に
軟式野球を楽しんでもらうために

そして

軟式野球に携わる熱心な指導者を守るために

通報制度へのご理解・ご協力を
お願いいたします

ありがとうございました

